

# 預保納付金の具体的使途について

振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る  
諸課題に関するプロジェクトチーム

平成23年8月26日

# 目 次

I. はじめに	1
1. 振り込め詐欺救済法の概要	1
(1) 法目的	1
(2) 救済手続	1
(3) 預保納付金	2
2. 救済制度の運用状況とプロジェクトチームの設置	2
II. 預保納付金の具体的使途に関連する論点の整理	3
1. 返金率の向上	3
2. 預保納付金の具体的使途に関する論点	3
(1) 「留保割合」の考え方	4
(2) 留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方	5
III. 預保納付金の具体的使途	5
1. 犯罪被害者等個人に対する支出(奨学金の貸与)	6
2. 犯罪被害者等支援団体に対する助成	7
3. 奨学金貸与と団体助成の担い手	8
IV. おわりに	9

(別紙) 本法が返金対象としている犯罪被害者のみに限定した支出

(参考1) 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」メンバー

(参考2) 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」ヒアリングの開催状況

(参考3) 振り込め詐欺救済法の制度概要

# I. はじめに

## 1. 振り込め詐欺救済法の概要

### (1) 法目的

振り込め詐欺救済法<sup>1</sup>は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成 20 年 6 月に施行されている。

### (2) 救済手続

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為<sup>2</sup>」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の 2 段階で構成されている。

まず、①の第一段階については、同法上、金融機関には、犯罪被害の発生・拡大を防止するため、まず、上記の犯罪に利用されている疑いのある口座を速やかに凍結することが求められている。更に、その後の調査の結果等に基づき、当該口座が「犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき」には、金融機関は、預金保険機構に対して、当該口座の失権手続を開始する旨の公告を求めなければならないとされている。

次に、②の第二段階に関しては、上記の失権手続の期間<sup>3</sup>が経過し当該口座が失権した場合、金融機関は預金保険機構に対して、被害者への支払手続（返金）を開始する旨やその支払手続の申請期間等を公告するよう求めることとされている。当該口座に資金を振り込んだ被害者は、この支払申請の期間内<sup>4</sup>に、振込先の金融機関に対して返金申請を行うこととなる。口座に残っている金額が被害額に満たないものとなっている場合や、複数の被害者が同じ口座に対して返金申請を行うような場合もあり、被害の全額が返金されないことも少なくないが、そのような場合、それぞれの被害者への具体的な返金額は、口座の残高、被害者から申請のあった被害の総額、個々の被害者の被害額に基づき決定されることとなる。

<sup>1</sup> 正式名称は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律。

<sup>2</sup> 従って、麻薬や覚せい剤の売買など、人の財産を害する罪でない犯罪行為の場合は、本法律の対象とならない。

<sup>3</sup> 失権手続の期間は、法律上 60 日以上と規定されている。この期間内に口座名義人等からの権利行使の届出があった場合や、犯罪に利用された口座でないことが明らかになった場合等は、失権されることなく失権手続は終了する。

<sup>4</sup> 支払申請の期間は 30 日以上と法律で定められており、運用上は 60 日間となっている。ただし、平成 23 年度は東日本大震災による被災者の方々への影響に鑑み、申請期間を 90 日間としている。

### (3) 預保納付金

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下、「預保納付金」という）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権してしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。これは、公告に付した上で異議申立の機会を設けているとはいえ、犯罪に無関係な口座を誤って失権してしまう可能性も排除はできないことから、その場合の救済措置が設けられたものである。

他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。ただし、預金保険機構への実際の納付額など、制度の運用状況等を見定める必要があったため、現時点まで、いずれの主務省令も定められておらず、支出は行われていない。

## 2. 救済制度の運用状況とプロジェクトチームの設置

本法律の定める救済制度の運用状況については、本年5月末時点で、失権された犯罪利用口座の額が約89億円（累計）、そのうち被害者に返金された額が約44億円（累計）となっており、差し引き約45億円（累計）が、上記の預保納付金として預金保険機構に納付されている。

このような約45億円にのぼる累計の納付額や、3ヶ月に一度の割合で納付される預保納付金の額に大きな変動が生じなくなってきたこと、更には、被害者への返金が必ずしも十分に行われていないことなどを踏まえれば、「金融機関における被害者に対する返金率の向上<sup>5</sup>」とともに「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている「預保納付金の具体的な使途」について検討を開始し、結論を得ることが適当と考えられる。こうした観点から、昨年9月、関係省庁である金融庁、内閣府（犯罪被害者等施策担当）、財務省の政務から構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置し、具体的な検討を行った。当該検討を踏ま

<sup>5</sup> 被害回復の観点から、被害者への返金が進むよう強く期待される場所であるが、これまでのところ、被害者への累計返金率は約49%に留まっている（返金額約44億円÷犯罪利用口座の額約89億円）。これは、法施行前から既に金融機関に滞留していた口座については被害者との連絡がつきにくく、返金が十分に進まなかった等の事情もあるものと考えられる。

え、本年7月14日、「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」を公表したところであるが、特に、預保納付金の具体的な使途については、実際に振り込め詐欺等の被害に遭われた方々も含め、幅広い方々からご意見を頂戴する観点から、同月28日を期限として意見の募集を行ったところである。本稿は、寄せられたご意見も参考としつつ、本プロジェクトチームとしての最終的な結論を取りまとめたものである。

## Ⅱ． 預保納付金の具体的使途に関連する論点の整理

本プロジェクトチームは、前述の「金融機関における被害者に対する返金率の向上」及び「預保納付金の具体的使途」等を具体的な検討課題として掲げており、昨年10月以降、関係行政機関、金融機関、犯罪被害者支援団体、学識経験者等から計4回のヒアリングを行ってきた。このヒアリングの結果等も踏まえ、「預保納付金の具体的使途」を検討するに当たり、その前提となる主な論点について、プロジェクトチームの考え方を整理すると、以下のとおりである。

### 1. 返金率の向上

まず、「金融機関における被害者に対する返金率の向上」については、被害者ができる限り返金のための申請を行うよう、引き続き、本法に定める救済制度の周知徹底を図ることとしたほか、金融機関がより積極的に「被害が疑われる者」へ連絡するよう、金融業界に対して、実態を踏まえた標準的な取扱いを検討するよう要請した。これを受け、本年3月、全国銀行協会においては、事務取扱手続を改正し、連絡対象者を選択する標準的な目安の設定や連絡方法の統一化を実施している<sup>6</sup>。

関係省庁や金融機関等においては、上記のような取組みを含め、引き続き、振り込め詐欺救済法に基づく被害者の迅速な財産的回復に向けた取組みを推進することが期待される所であり、その結果、預金保険機構に納付される金額が減少していくことが望ましいことは言うまでもない。預保納付金の使途の決定に当たっては、資金のこうした性格を十分に斟酌する必要がある。

### 2. 預保納付金の具体的使途に関する論点

次に、「預保納付金の具体的使途」については、検討の前提として、まず、(1)

---

<sup>6</sup> 脚注5において述べたとおり、被害者への累計返金率は、約49%に留まっているが、足元、プロジェクトチーム設立後の半年間の返金率は、概ね70%前後まで上昇しており、一定程度の改善が見られる。引き続き、金融機関や関係省庁等の更なる取組みの推進により、被害者の財産的被害の迅速な回復が望まれる所である。

預保納付金の「留保割合」と、(2) いったん留保した額について留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方、について整理をしておく必要がある。預保納付金のうち犯罪被害者等の支援の充実のために使うことのできる金額は、この二つをどう考えるかによって左右されるからである。

### (1) 「留保割合」の考え方

振り込め詐欺救済法上、被害者へ返金を行うためには、まず、凍結された犯罪利用口座を失権させる必要がある。この失権手続は、犯罪利用口座であると疑うに足る相当な理由があるときに開始されるものであり、公告と異議申立の手続も整備されているものの、結果的に犯罪に無関係な口座を失権してしまう可能性も排除はできない。そこで、同法においては、誤って失権された口座名義人が失権手続の終了後に現れた場合に備え、預保納付金の一定割合を留保（保管）しておくことと規定されている。

この「留保割合」は、現在、主務省令において100%と規定されている。これは、主務省令が定められた時点では、いまだ法律の施行前であり、預保納付金の額や、誤って失権された口座名義人の救済のために必要となる金額がどの程度になるかを見積もることが困難であったため、制度の円滑な運用の観点から、いわば暫定的に全額留保（保管）することとされたものである。

しかしながら、法施行後約3年が経過し、これまでの預保納付金の納付状況等をみると、最近では3ヶ月に一度の割合で納付される預保納付金の額は1億円程度であり、累計額は約45億円<sup>7</sup>（本年5月末時点）となっている。前述のとおり、「留保割合」は100%とされているため、現時点ではこの全てが留保されているが、一方で、誤って失権された口座名義人の救済のために支払が行われた実績は、これまでに、件数で3件、金額にして約180万円に留まっている。従って、現在100%とされている預保納付金の「留保割合」については、これを大幅に引き下げたとしても、制度の円滑な運用に支障をきたすことなく、誤って失権された口座名義人を救済するために必要な金額は確保できるものと考えられる。口座名義人を救済するために万全の備えとして必要な金額を確保することにも留意しつつ、このような点を踏まえると、「留保割合」については、現在の100%から例えば10%程度<sup>8</sup>へ引き下げることが考えられる。

<sup>7</sup> 「預保納付金の具体的使途」の検討に当たっては、預保納付金に係る利息（平成23年3月末時点で約150万円）を含めた累計額全額を対象とする。

<sup>8</sup> 3ヶ月毎に納付される預保納付金のうち、極めて大口の失権口座に誤りがあった場合を想定する。これまでに失権された口座（約20万口座）のうち、金額が大きいもの上位50口座の平均額である約1,000万円の失権口座について救済の必要が生じたとすると、現在3ヶ月毎に約1億円が納付されていることから、所要の留保割合は10%（1億円×10%=1,000万円）となる。

## (2) 留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方

次に、留保を続けておく「必要がなくなったとき」に関する考え方を整理する。前述のとおり、誤って失権された口座名義人の事後的な救済（支払）のためにいったん留保（保管）していた預保納付金についても、同法上、その支払の「必要がなくなったとき」には、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものと規定されている。しかしながら、この「必要がなくなったとき」の具体的な基準等は法律上明らかにされておらず、どのように解釈すべきかについても検討を行う必要がある。

この点については、誤って失権された口座名義人に対して適時適切な支払を行えるようにするために、ストックとして常時一定金額を保管しておくことが適当であり、これまでに失権された口座の債権額等を参考にすると、口座名義人を救済するために万全の備えとして必要な当該一定金額は、例えば1億円程度<sup>9</sup>と設定することが考えられる。従って、留保（保管）している金額の累積額が1億円を超えたときには、その1億円を超える部分については、法の規定に従い「必要がなくなった」として留保を解く（すなわち、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する）ことが適当である。

## Ⅲ. 預保納付金の具体的用途

預保納付金<sup>10</sup>の具体的用途に関しては、まず、本法が返金対象としている犯罪被害者（詐欺やヤミ金融など人の財産を害する罪の犯罪行為に利用された口座に振り込んだ被害者）のみに限定した支出とする考え方もあるが、これについては別紙に述べるとおり、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」、預保納付金の用途としては、公平性の観点や費用対効果の観点等から適当ではないものと考えられる。

他方、①振り込め詐欺救済法上、支援の対象となる「犯罪被害者等」の範囲に特に限定は付されていないこと、②ヒアリングにおいても、「財産犯の被害者も生命・身体犯の被害者も同じく経済的被害や精神的苦痛を受けており、犯罪被害者全般を対象としてもよいのではないか」等の指摘があったこと、に鑑みると、本法が返金の対象としている被害者に限定せず、生命・身体犯等の被害者も含む犯罪被害者全般を支援対象とすることが適当であると考えられる。このように、犯罪被害者全般を預保納付金の支出対象とする場合、具体的には、

<sup>9</sup> 脚注8で述べた試算の想定を超える事態に備え、常時、一定額を保管しておく必要がある。当該一定額については、大口の失権口座（平均1,000万円）の10件分に関して救済の必要が生じたとすると、1億円程度と設定することが考えられる。

<sup>10</sup> 現在の預保納付金の累計額は、約45億円（本年5月末時点）である。預保納付金は、これまで年間約10億円程度が納付されていたが、最近では振り込め詐欺等の被害総額自体の減少や金融機関による被害回復に向けた取組み等の結果、年間納付額は約4億円程度に減少している。

「犯罪被害者等個人に対する支出」と「犯罪被害者等支援団体に対する助成」という2つを柱として支出を行うこととする。

## 1. 犯罪被害者等個人に対する支出（奨学金の貸与）

犯罪被害者全般を預保納付金の支出対象としたうえで、犯罪被害者等個人を支援することとした場合、預保納付金の由来との関係性は希薄ではあるが、個々の被害者が置かれた状況に照らし、支援の必要性・緊急性の高い被害者及び家族等に対して支出することが可能となる。その際、どのような被害者及び家族等に対して預保納付金を支出すべきであるかという点については、既存の経済的支援制度を踏まえ検討することが有益である。

犯罪被害者等に対して適用のある既存の経済的支援制度としては、国による犯罪被害給付制度<sup>11</sup>があり、被害者本人や遺族に対して一時金が支給されるほか、障害・遺族年金や生活保護等、犯罪被害者等に特化せず国民一般に適用される制度も存在している。しかしながら、犯罪被害者本人が生計を担う者であった場合等は、これらの制度による支援を受けたとしても、日常の生活費に加え、十分な額の子供の教育費を支出することは、なお困難な場合があることも想定される。

将来的に次世代を担う子供一人一人が豊かな人生を実現し、社会への主体的な参画を果たすためには、その教育機会を確保することが極めて重要であり、このことは、経済的な問題を抱える犯罪被害者の子供であっても何ら変わるところはない。また、犯罪被害者の子供は事件を契機に社会からの一種の「疎外感」のようなものを感じることもあり、社会全体で温かく支えること（社会的包摂）も重要である。こうした社会の支えが十分であれば、将来的に、子供自身の社会への貢献意欲が更に高まることも期待できる。従って、預保納付金により、このような犯罪被害者の子供に特化した奨学金制度の充実を図る意義は大きい。

また、預保納付金については、様々な犯罪が跡を絶たない状況である中、今後も継続して発生しうる性格の資金であることを踏まえると、中長期的な視点に立って、「犯罪被害者等の支援の充実」を図るため、持続可能な制度を構築することに支出すべきものと考えられる。犯罪被害者の子供が十分な教育を受ける機会の確保を目的とした奨学金制度は、犯罪被害により生計を支えていた親を失うなどして経済的困窮に陥り、精神的被害を受けた犯罪被害者の子供が平穏な生活を取り戻すとともに豊かな人生を実現できるように、中長期的な視点に立った支援を図るものであり、預保納付金の使途として適当かつ有益である。

---

<sup>11</sup> 公的な犯罪被害者補償制度として、犯罪被害者等給付金支給法が、昭和56年に施行。これまでに約7,700人の被害者について給付金の支給裁定がなされ、約226億円が支給されている。



その際、預保納付金による奨学金は給付（贈与）するのではなく無利息で貸与（返済期間については20年～30年と長期に設定したうえで、就職後に返済開始）することが適当である<sup>12</sup>。これは、敢えて貸与方式をとり、将来、少しずつ返済を続けてもらうことにより、犯罪被害者の子供が、学業を終えたあとも、自らが社会により支えられたことを思い起こす機会を提供するとともに、就職して自立するよう子供自身に対してインセンティブの付与（モラル・ハザードの回避）を図ることが重要であると考えられるからである。また、このように、奨学金により進学した犯罪被害者の子供に対して、卒業後は就職（自立）して少しずつ奨学金を返済してもらう仕組みは、子供自身の人生設計において、安易にニート化等の途を選択することのないよう促すという社会的意義も有するものと考えられる<sup>13</sup>。

なお、犯罪被害者の子供が、一定の要件を満たす場合には、その返済を免除又は軽減することも考えられる。その場合の考え方としては、犯罪被害者等の支援に資するような公益性の高い職業に就業した場合とすることも考えられるが、学校における活動等において顕著な実績を残すなど、奨学金の貸与を受けることで得た教育機会を十分に活かしたと認められる者を対象とすることも考えられる。

ただし、預保納付金の原資は振り込め詐欺等の被害者の資金であり、被害者へ返金できなかった残額であることから、本来、その金額が減少していくことが望ましい。こうした預保納付金の性質を踏まえつつ、長期にわたって持続可能な奨学金の貸与事業を運営する観点から、返済免除等の規模は限定的なものとならざるをえない。

このため、返済免除等の対象となる者の要件及び返済免除等を行う金額は、奨学金の貸与を受ける者がどの程度の人数となるか、返済率がどの程度の水準となるか等、今後の奨学金の貸与事業の実績を踏まえて検討していくことが適当である。

## 2. 犯罪被害者等支援団体に対する助成

犯罪被害者等のニーズは、「行政主導による公的な支援」ばかりではなく、「事

---

<sup>12</sup> 貸与対象となる奨学生の人数は、犯罪被害者の子供を対象とする既存の奨学金給付団体の実績を参考にすると、高校生から大学院生までを対象として年間200人～300人程度となることが想定される。また、貸与金額の上限については、例えば大学生は月額10万円程度、高校生であれば月額数万円とすることが考えられる。なお、貸与事業の運営方法については、既存の預保納付金から40億円程度を貸与事業の担い手に支出したうえで信託財産として運用し、その運用益と奨学生からの返済金等により持続的に運営することが考えられる。

<sup>13</sup> 経済的理由により修学が困難な犯罪被害者の子供に対して、民間の善意により奨学金を給付している団体が既に存在する。これに加え、新たに奨学金制度を創設するに当たっては、被害者に返せなかった資金という公的な側面を持つ預保納付金を使用することを踏まえ、貸与方式が適当であると考えられる。

件についての相談相手」「関係行政機関や刑事・民事司法関係者等との対応の手助け、付き添い」「病院への付き添い」など、多岐に渡っている。そのため、被害者の視点に立った支援を実現するためには、国のみならず、被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で、継続的な支援活動が必要である。

しかしながら、犯罪被害者等支援団体は財政基盤の脆弱な団体が多く、必ずしも十分な支援活動が行われていない面があり、早期の経済的援助が望まれているところである。また、犯罪被害者等支援団体はNPO法人等として活動しており、現在、政府において支援策が進められている「新しい公共」の担い手としても育成、発展を図っていくことが求められている。従って、犯罪被害者等支援団体<sup>14</sup>に対して預保納付金を支出<sup>15</sup>することによって、その支援活動の充実・強化を図ることが有益である。

助成の対象としては、基本的に、広く犯罪被害者等を支援する団体を想定しているものの、必ずしもこれに限定することを考えているものではない。ある特定の犯罪類型等を対象として支援を行う団体については、それぞれの犯罪類型等に対する支援の状況を比較考量の上、活動の公益性等を考慮しつつ、助成対象とするかどうか判断することが適当である。

また、政府においては、様々な生活上の問題を抱える生活困難者の支援ニーズに合わせて、パーソナル・サポーターがオーダーメイドで支援策を調整する「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けて検討が進められているが、犯罪被害者等支援団体は「支援関係機関<sup>16</sup>」の一つとしてパーソナル・サポーターに協力し、実効的なパーソナル・サポート・サービスの確立に寄与することができるものと考えられる。

### 3. 奨学金貸与と団体助成の担い手

上記1. と2. において示した「犯罪被害者の子供に対する奨学金貸与」と「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業を担う主体としては、預金保険機構が犯罪被害者等支援に格別の知見を有しないこと等に鑑みると、こうした事業を適正かつ公正に実施することのできる団体に委ねることが適

<sup>14</sup> 特定の事件や特定の者に対する支援や互助的な支援活動を行うことを目的とする団体ではなく、活動の公益性等が明らかな団体を支援対象とすることが適当であると考えられる。

<sup>15</sup> 今後新たに納付される預保納付金を財源とし、その範囲内で支出することが考えられる。従って、仮に新規の預保納付金が減少すれば、その限りにおいて、犯罪被害者等支援団体に対する助成金額も減少することとなる点に留意する必要がある。

<sup>16</sup> 「「パーソナル・サポート・サービス」について～モデル・プロジェクト開始前段階における考え方の整理～（平成22年8月31日パーソナル・サポート・サービス検討委員会）」において、「パーソナル・サポート・サービス」が有効に機能するためには、福祉領域や就労支援領域等における支援関係機関が、生活困難者の状況や支援の必要性・目標等をパーソナル・サポート・サービスの実施主体と共有して、協働支援に当たることが求められている。

当であると考えられる。

その際、両事業を担う団体については、事業を適切に運営することができるとともに、その公正性・透明性を確保するとの観点から、例えば、①犯罪被害者等支援について一定の実績や知見を有すること、②法人格を有する非営利の団体であること、③政治的中立性があり、公平な活動が期待できること、④既存業務との区分経理を行うこと、⑤多額の資金を預かる事業に相応しい運営・管理能力を有すること、⑥団体助成を行うにあたり、自らを助成の対象としないこと、⑦奨学金貸与や団体助成の決定を行うため、外部有識者等による委員会を設置すること、⑧担い手としての活動内容について、定期的な情報公開を行うこと、⑨資金（奨学金）の貸与を行うことにつき、法令上の要件を備えること、などの要件を満たすことが必要と考えられる。また、事業運営の効率性確保及びシナジーの発揮との観点を踏まえれば、両事業の担い手は、できる限り単一の団体であることが望ましい。

## IV. おわりに

振り込め詐欺やヤミ金融等は、人の親切心や不安、困窮につけこむ悪質な犯罪であり、その撲滅に向けては、捜査機関などの関係省庁のみならず社会全体による取組みが期待される。また、万が一被害に遭った場合であっても、振り込め詐欺救済法に基づく返金手続により、迅速かつ的確な被害回復が図られることが重要である。

以上のような観点から、これまでも様々な取組みが進められてきており、今後ともこうした努力を更に継続・強化していく必要があるが、預保納付金とは、こうした取組みにもかかわらず、結果的に、犯罪に遭った被害者にお返しすることのできなかつた資金である。従って、今後、納付される金額が減少していくことが望ましいことは言うまでもなく、また、その使途の決定に当たっては、資金のこうした性格を十分に斟酌する必要がある。

預保納付金の具体的な使途については、意見募集手続を通じて多くの貴重なご意見を頂戴したところである。また、犯罪被害に遭われた方ご自身から、この納付金を次世代のために活用して欲しいとのご意見も伺ったところである。こうした貴重なご意見を頂戴したことに深く感謝申し上げたい。本プロジェクトチームとしては、頂戴したご意見についても十分検討を行い、これを加味した上で、預保納付金の具体的な使途として、「犯罪被害者の子供に対する奨学金貸与」と「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の二つを柱とすることとしたところである。

なお、両事業の担い手については、本稿において示した要件等を踏まえ、今

後、具体的な選定作業を進めることとし、早急に二つの事業が開始され、広く犯罪被害者等への支援が展開されることを期待したい。

(以上)

## 本法が返金対象としている犯罪被害者のみに限定した支出

預保納付金の原資が振り込め詐欺等の被害者の資金であることに鑑み、本法が返金対象としている被害者（詐欺やヤミ金融など人の財産を害する罪の犯罪行為に利用された口座に振り込んだ被害者）でありながら、十分な被害回復（返金）が図られていない被害者の救済を図るべきではないかとの考え方がある。

この点、ヒアリングにおいても、「十分な返金を受けられなかった被害者のために、預保納付金により追加的な支払いを行うことも考えられるのではないか」との指摘があった。本案については、預保納付金の由来（被害者へ返金できなかった残額であること）と整合的であり被害者感情に沿うとも考えられる。しかしながら、この考え方については以下のような問題があり、「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」、預保納付金の使途としては適当ではないものと考えられる。

- ①振り込め詐欺救済法に基づき、被害者は振り込んだ口座から直接返金されることとなっているが、適法に返金手続を終えて一度預金保険機構に納付された「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」、預保納付金の使途についても、十分な返金を受けられなかった被害者に対して優先的に支払うべきであるとは必ずしも言えない。
- ②十分な返金を受けられなかった被害者は、
  - (i) 返金申請を行ったものの、全額の返金を受けることのできなかった被害者だけにとどまらず、
  - (ii) 振り込んだ口座の残高が1,000円未満であったために、返金手続が実施されなかった被害者や、
  - (iii) 返金手続の存在を知らなかった等の理由により、返金申請を行わなかった被害者

など多岐にわたる。振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関は、被害者からの申請を受けて返金を行っていることを踏まえると、支払対象を(i)の被害者だけに限定することが考えられるが、その場合、被害者間の公平が損なわれることとなる。一方、幅広く被害者を対象とする場合には、返金申請を行っていない被害者を特定するため、法律では求められていない膨大な事務作業や、これらの被害者への支払事務などにより多大なコストが発生する。こうしたコストや被害者数を勘案すると、一人当たり支払額が極めて少額になり、費用対効果の観点から適当ではない。

また、この他、ヒアリングにおいては、「振り込め詐欺等の財産犯の被害者が自らの被害回復のために民事上の法的な権利を行使しようとする場合の訴訟費用等の経済的支援に充ててはどうか（訴訟等の結果、費用が回収された場合には返還）」との意見があった。本案については、預保納付金の由来と整合的であり、損害賠償金等が得られる可能性もある。しかしながら、この考え方についても以下のような問題があり、預保納付金の使途としては適当ではないものと考えられる。

- ①訴訟提起等を行わない被害者には何らメリットがなく、被害者間の公平が損なわれる。
- ②どの程度の損害賠償金等が得られるかは加害者側が保有する財産次第の面があり、預保納付金の使途としては、費用対効果の観点からも適当ではない。

# 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る 諸課題に関するプロジェクトチーム」メンバー

平成 23 年 8 月 26 日現在

座長	和田 隆志	内閣府大臣政務官（金融担当）
メンバー	園田 康博	内閣府大臣政務官（犯罪被害者等施策担当）
	吉田 泉	財務大臣政務官

## オブザーバー

	滝澤 依子	警察庁 長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長
	柿崎 伸二	法務省大臣官房参事官
	八田 斎	預金保険機構財務部長

## 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」ヒアリングの開催状況

第 1 回 平成 22 年 10 月 21 日（木）

○振り込め詐欺救済法の制度概要について（金融庁）

○ヒアリング

- ・内閣府
- ・警察庁
- ・預金保険機構

第 2 回 平成 22 年 11 月 10 日（水）

○ヒアリング

- ・全国銀行協会
- ・全国信用金庫協会
- ・全国信用組合中央協会

第 3 回 平成 22 年 12 月 8 日（水）

○ヒアリング

- ・NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- ・財団法人犯罪被害救援基金
- ・消費者庁
- ・東京都生活総合センター

第 4 回 平成 22 年 12 月 16 日（木）

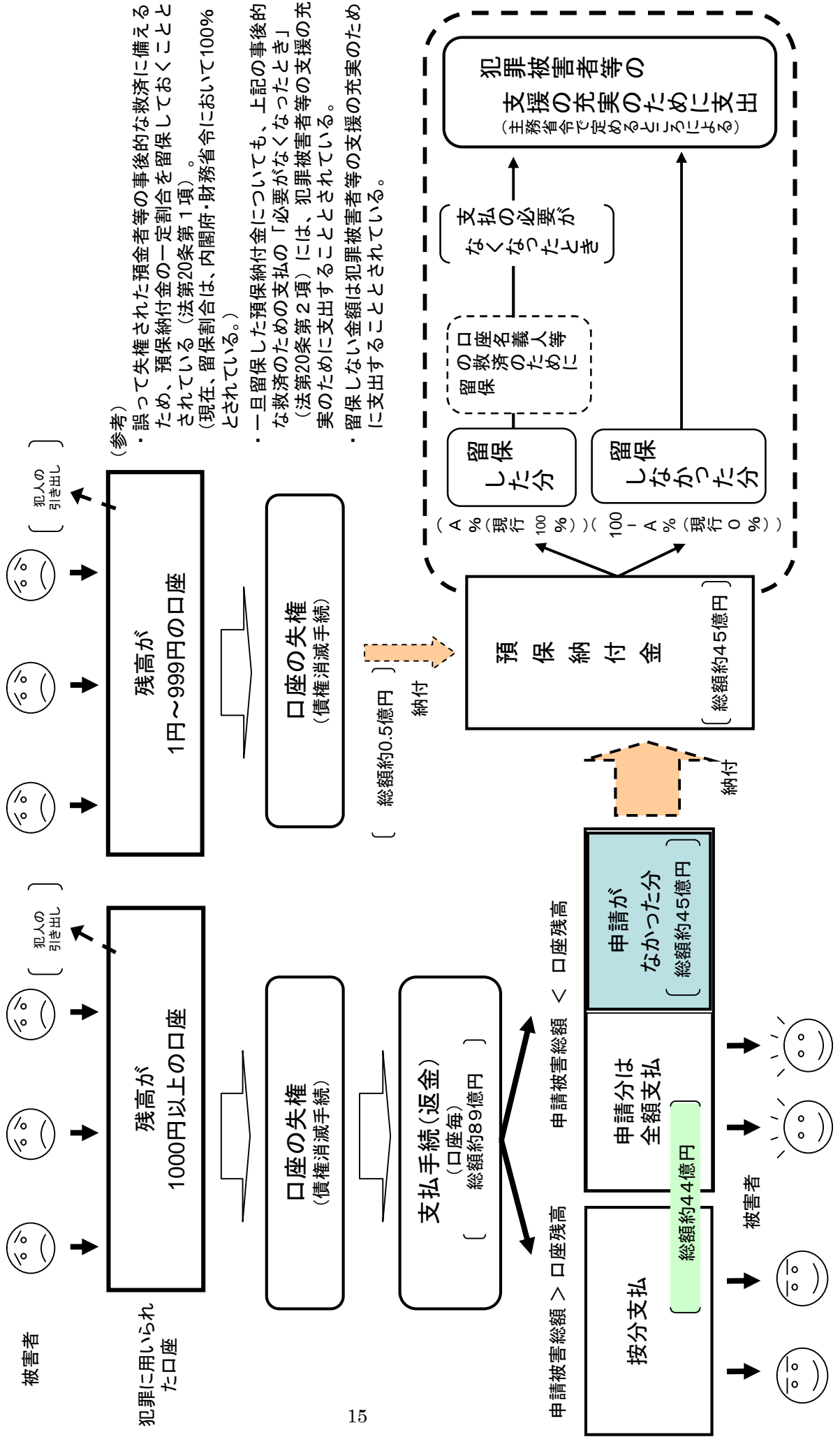
○ヒアリング

- ・日本弁護士連合会（江野弁護士、秋山弁護士）
- ・富田教授（常磐大学大学院被害者学研究科）
- ・日本司法支援センター（法テラス）



# 振り込み詐欺救済法の制度概要

参考3



- (参考)
- 誤って失権された預金者等の事後的な救済に備えるため、預保納付金の一定割合を留保しておくこととされている(法第20条第1項)。(現在、留保割合は、内閣府・財務省令において100%とされている。)
  - 一旦留保した預保納付金についても、上記の事後的な救済のための支払の「必要がなくなったとき」(法第20条第2項)には、犯罪被害者等の支援の実のために支出することとされている。
  - 留保しない金額は犯罪被害者等の支援の充実のために出すこととされている。